

2019年度（平成31年度）

IoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの 効果的導入実証事業公募要領

環境省は、地球温暖化計画に掲げた運輸部門の二酸化炭素排出量削減目標達成のため、平成31年度から、公共交通としてのグリーンスローモビリティ（電動で、時速20km未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上のモビリティ）の導入実証事業を開始します。とりわけ、より大幅な二酸化炭素削減効果と地域課題の同時解決が期待できる、グリーンスローモビリティとIoT技術等の先進技術等とを組み合わせた新たな活用方策については、様々な地域課題に直面している自治体を中心となって実証を進め、その手法を網羅的に取りまとめて確立していくことが不可欠です。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

※ 本公募要領に記載のとおり、審査にあたり最大3年度分の計画を提出いただきますが、複数年度にわたっての事業の実施を保証するものではなく、単年度毎の契約であることや事業の進捗・予算措置の状況等により単年度で事業が終了となることもあり得ることに留意ください。また、本事業は環境省の実証事業であり、検討会等における議論や各種関係者との調整等を踏まえ、環境省の求めに応じて実証事業の実施内容を変更いただく必要があることに留意ください。

環境省地球環境局地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室

（連携：国土交通省）

目次

1. 事業の背景と目的	3
2. 事業の全体像	4
3. 本事業の対象、実施内容等	5
4. 応募に当たっての留意事項	10
5. 応募方法	12
6. 公募期間・応募書類の提出先と留意事項	13
7. 審査の方法及び手順	14
8. スケジュール（仮）	15

1. 事業の背景と目的

平成28年度に閣議決定した地球温暖化対策計画において、運輸部門では2013年度比で2030年度までに二酸化炭素排出量を約3割削減することを目標としており、その達成のために公共交通機関への利用転換を促進することなどの対策を推進することとされている。

また、「SDGs」や「パリ協定」を踏まえ、脱炭素イノベーションによる地域社会・経済システムの変革が不可避となっている。このため、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造が必要となっている。

環境省は今後の更なる脱炭素社会の推進を見据えた際に、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティ^{※1}を、地域交通の脱炭素化と地域が抱える様々な交通の課題を同時解決する移動手段として捉え、その活用方策について、持続可能な事業モデルを創出することが、重要あると考える。

さらに、IoT技術等の先端技術とグリーンスローモビリティを組み合わせることで、公共交通としてより大きな効果を発揮し、二酸化炭素排出の大幅な削減に資するモビリティとすることを目指していく。

前述のような活用を推進していくためには、各地域の課題に直面している自治体を中心となって、その効果・事業性を実証していく必要がある。

以上の理由から、環境省では、平成31年度よりIoT技術等の先端技術を用いたグリーンスローモビリティの実証方法について、広く企画を募集することとした。

※1 グリーンスローモビリティ；電動で、時速20km未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上のモビリティ

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

本実証事業は交通空白地、買い物難民、高齢者の足の確保、観光地の渋滞問題といった様々な地域課題の解決と、地域交通の大幅な低炭素化を同時達成しうる、IoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの導入について、その効果・事業性を実証することを目的としている。

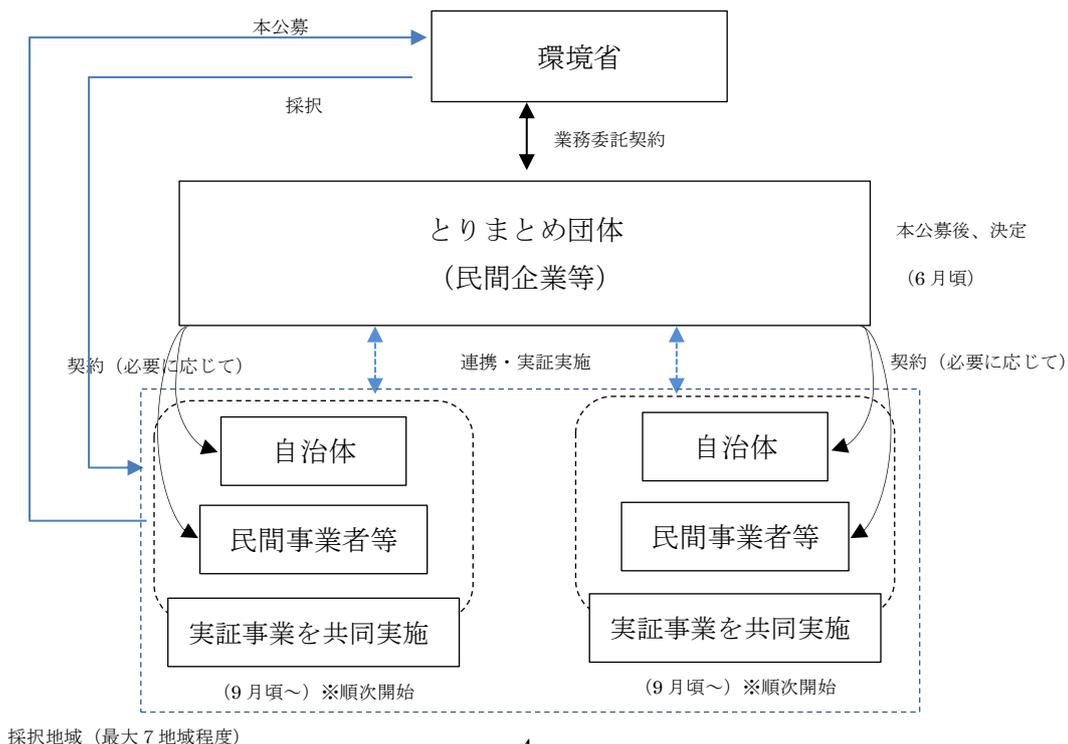
(2) 事業の概要

実証事業を実施する地域は、別途環境省が民間事業者に委託する「2019年度（平成31年度）IoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業管理・支援等委託業務」（仮称）の受託者（以下、とりまとめ団体）と連携し、各地域でグリーンスローモビリティと先進的なIoT技術を組み合わせた新たな持続可能な導入方法の確立と、その効果・事業性の実証をおこなう。なお、採択する実証地域は最大7地域程度とする。

(3) 事業の構造

実証事業は、環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室（以下「事業室」という。）が所管し、国土交通省との連携により実施する。業務委託契約は、とりまとめ団体と事業室との間に行い、とりまとめ団体は各地域で実施される実証事業の管理・支援を行う。本公募で採択された地域（以下「採択地域」という。）で実証を行う事業者（以下「実証事業者」という。）と事業室との間での直接的な契約関係で結ばれるものではない。

○事業スキーム



3. 本事業の対象、実施内容等

(1) 応募可能な提案

以下のすべての条件を満たした、IoT等を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の効果・事業性を実証する事業の企画提案を募集する。

- 1) 地域における交通体系を変換し、マイカー等から公共交通への利用転換を促進することで二酸化炭素排出量の削減に資する事業であり、その効果が定量的に検証可能であること
- 2) グリーンスローモビリティとIoT技術等を組み合わせた新しいグリーンスローモビリティの活用方法を実証する事業であること
- 3) 公共交通空白地・交通渋滞・環境問題等の地域課題を解決する事業であること
- 4) 前述の課題解決のプロセスが他地域へ展開可能なものであること
- 5) グリーンスローモビリティの導入について、既存の移動手段との役割分担の観点で、地域の公共交通計画等と整合が取れている又は実証事業終了までに整合が取れることが見込まれる状態であること
- 6) 複数年の実証を行う場合、実証期間中に様々な課題解決方法を検証する事業であること
- 7) 原則として、実証期間中に公道上の有償運送（道路運送法（昭和23年法律第183号）に基づく旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送）等を行うものであり、ドライバーの人件費やその他ランニングコスト・運賃収入等に鑑みて、継続的に実施できる事業モデルの確立に向けた検証を行い、実証事業終了後においても各地域で事業の自立を前提とするものであること

(2) 申請者・実施体制

・実施体制

地方公共団体を含めた、本実証事業を実施する為に必要な者で構成されたコンソーシアム形式で応募すること

・コンソーシアムを構成する者

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（必須）
- イ 民間企業
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- オ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条第一号から第八号に掲げる者
- カ その他、実証事業を実施する上でアが必要であるとする者

(3) 使用する設備と費用負担

・使用車両について

eCOM 1 台、またはゴルフカート 2 台以内をとりまとめ団体より実証期間中貸与する。実証期間終了後は、とりまとめ団体に原則返却するものとする。グリーンスローモビリティのうち、下表 1 の製品のいずれかを使用すること。

なお、ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社の車両と日立バッテリー販売サービス株式会社の車両はすべて「ゴルフカート」タイプの車両である。

表 1：使用可能なグリーンスローモビリティ

メーカー名	車種	定員	備考
日立バッテリー販売サービス株式会社	キャリーEC05-Z	4名	
ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社	AR-07	7名	
株式会社シンクトゥギャザー	eCOM-8 ²	10名	車いす用 リフター付き

ただし、上表にない車両の使用の使用を希望する場合、個別に環境省と協議の上、使用の可否を定める。

<参考>各社の製品情報掲載 web サイト

○ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社：<https://www.yamaha-motor.co.jp/golfcar/landcar/lineup/>

○日立バッテリー販売サービス株式会社：<http://www.hitachi-bss.co.jp/product/golf/lineup/index.html>

○株式会社シンクトゥギャザー（eCOM-8²）：https://www.ttcom.jp/products/current/new_ecom8-2/

その他、調査に必要となるドライバーの手配、車庫（雨ざらしでも問題はないが、付近に実証で使用するグリーンスローモビリティ充電できるコンセントがある場所）、関係者間での調整等については、費用負担も含め採択地域が対応すること。また、実証箇所を複数設定する場合、地域内での車両の輸送費は採択地域での負担とする。各事業主体の人件費については自己負担とする。

車両以外の費用（実証事業者が提案した実証内容を実現するために必要となるIoT機器、報告書作成費用、アンケート、地域へのグリーンスローモビリティの周知等）については、各年度における金額上限を3,000万円とする。車両以外の費用で委託費の中で認められる費用の項目については以下表 2 に定める。

表 2：委託事業費対象項目

分類	項目	備考
IoT関連	タブレット端末費用	実証事業の実施に際して必要不可欠な加工・改修・設置・調達等に係る、必要最低限の費用
	アプリケーション実装費用	
	車両への設置費用	
	決済端末	
	上記端末の維持管理費用	

周知・宣伝	周知・広告費	実証事業の実施にあたり、グリーン スローモビリティのサービスを地域 に十分に周知するために必要な費用
データ収集	実証事業の効果測定（アン ケート調査、交通調査等）に かかる費用	実証事業の二酸化炭素削減効果・地 域交通の改善効果等を測定するにあ たり必要となる費用
	結果分析費用	
報告書作成	報告書作成委託費	
有償運送（道路運 送法に基づく旅客 自動車運送事業又 は自家用有償旅客 運送）	有償運送に係る備品とその 設置費用	旅客自動車運送事業においては、運 賃箱、あんどん、メーター等の運行に 必要不可欠な備品とその設置に係る 費用
その他	車両の装飾等	事業効果を高めることを目的に車両 に施す、ラッピング等にかかる費用 （上限50万円）及び、車体の復元にか かる費用（ラッピング等の費用未済）
その他、環境省の承諾を経てとりまとめ団体が認める費用		

※実証事業において使用した機材は、実証終了後、原則返却となる。

※採択地域の負担で追加の機材を調達することは制限しないが、その機材については一切保障しない。

※とりまとめ団体から貸与する車両についての車両保険、損害保険等についてはとりまとめ団体等で一元的に管理する。

※本実証事業では、自動運転についての実証実験は実施できない。

（４）実証期間・範囲

実証期間は事業性の検証に必要な期間とするが、最長3ヵ年とする。実証期間の中で、有償運送（道路運送法に基づく旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送）等による事業性の検証を行い、実証事業終了後の本格事業化へ向けた検討を行い、実証期間中に取りまとめをすること。

なお、複数年度にわたる採択については各年度における本実証事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、2ヵ年目、3ヵ年目の本実証事業の実施を保証するものではない。また、採択地域の実証内容については、毎年度中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、実証計画の見直しや実証の中止を指示することがある。

(5) 実証事業に関する効果の検証

採択地域は、実証事業終了後、以下の項目等について検証を行うこと。

- ・ 地域交通の二酸化炭素削減効果
- ・ 公共交通としての事業性
- ・ IoT等の機器と連携したグリーンスローモビリティの活用の有効性
- ・ 地域課題解決への貢献度
- ・ 地域交通の改善効果

また、それらの検証結果は報告書にとりまとめ、環境省に提出する。

(6) 実証事業の選定基準（案）

選定に当たっては、以下に示す視点から評価を行う。これらの視点を踏まえ、企画提案書における評価のポイントを以下の通り設定する。

<評価の視点>

- A 二酸化炭素排出削減効果
- B 地域の課題を踏まえた地域循環共生圏の構築・「SDGs」への貢献
- C 実証事業の実行可能性（警察など関係各所との調整状況を含む）
- D 事業化計画の具体性・持続可能性
- E IoT技術等を活用した実証テーマの具体性・有効性・モデル性

※以下、選定基準の詳細※

A 二酸化炭素排出量削減効果

導入エリアにおける利用者の移動について、グリーンスローモビリティを導入することによる直接的な二酸化炭素排出量削減効果や、既存公共交通機関と連携することにより出発地から観光地等の目的地までの移動手段についてマイカー等の移動手段から転換されることによる二酸化炭素削減効果の大きさ

B 地域の課題をふまえた、地域循環共生圏の構築・「SDGs」への貢献

実証事業が、当該地域の課題（公共交通空白地・交通渋滞・環境問題等）を解決し、地域循環共生圏の構築、「SDGs」の達成に対して大きく貢献できるものであるかどうか

C 実証事業の実行可能性

グリーンスローモビリティの導入に関して、関係各所（警察・地方運輸局・その他運送事業者等）との調整状況が、実証事業の実施に支障の無い状況であるか

D 事業化計画の具体性・持続可能性

実証事業終了後の事業化計画について、運行主体、利用者、利用量が具体的に計画されているか。その事業の収支バランスが、各地域で持続可能な範囲か

E IoT 技術等を活用した実証テーマの具体性・有効性・モデル性

実証テーマの内容が具体的であり、有効性・モデル性を有するものであるか

4. 応募に当たっての留意事項

提案者は、本事業に応募した時点で、下記の留意事項全てに同意したものと見なす。

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業（平成30年度末をもって終了するものを除き、平成31年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できない。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに環境省へ報告すること。

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合がある。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがある。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ること。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、費用の返還又は減額配分を含む措置をとることがある。

(4) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めること。

(5) 事業内容の変更・中止等の措置

本事業は環境省の事業であり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要がある。環境省から事業内容の変更等の要請があった場合は、特段の理由がない限りその要請に必ず応じること。

また、代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、可能な限り速やかに事業内容の変更・中止等について環境省と協議すること。

(6) 繰越明許制度について

本事業では、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定し、業務を実施する。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続

いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができる。

- ①計画に関する諸条件（事前調査のための関係機関との調整が難航するなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合などが想定されるため。）
- ②設計に関する諸条件（本事業では、設備の仕様や工法を再検討すること等、不測の事態が発生する可能性があるため。）
- ③資材の入手難（本事業では、特殊な機器の導入が必要な場合があり、当該機器の確保が困難な場合が想定されるため。）

（7） 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、事業実施状況について、各年度報告をすること。また、その成果は広く国民へ情報提供していくこととしている。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や事業者に発表する場合、環境省を通じて採択事業者間での成果の共有等求める場合がある。環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示すること。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めること。ただし、事前に環境省に必ず確認すること。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等（学会発表や論文投稿等を含む）に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省「IoT 技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示すること。環境省の事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会や取材の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認すること。

（8） 事業概要資料・得られたデータ等の提出等について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求める。

また、環境省担当官の求めに応じて事業の進捗を報告することとし、代表事業者は原則として少なくとも四半期に一度以上、本事業全体の進捗を環境省担当官に報告する必要がある。

さらに、国の実証事業として実施していることから、本事業において得られたデータについては、個人情報の適切な処理等を実施した上で、環境省等の行政機関への提出や一般への公開等を義務づけることがある。

5. 応募方法

別紙の応募申請書及び企画提案書に必要事項を記入の上、必要部数を1つの封筒等により提出すること。提出部数については以下の通りとする。なお、電子ファイルについては、Microsoft Excel、PowerPoint で作成したもの及びそれらをPDF形式に変換したファイルを合わせてCDもしくはDVDにコピーし、提出すること。

- ① 応募申請書 <1部>
- ② 申請者概要書（様式1） <2部>
- ③ 事業概要書（様式2） <2部>
- ④ 反社会勢力排除に関する誓約書 <各1部>

※コンソーシアムのすべての構成者について提出すること

- ⑤ ①②及び③の文書を収録した電子ファイル <CD-RもしくはDVD-R 2枚>

※Office形式及びPDF形式をそれぞれ収録すること

- ⑥ 応募案件に関する参考資料（必要に応じて） <各2部>

※経費の内訳について、各項目の金額の根拠がわかる資料（見積書の写し等）を必ず添付すること

※グリーンスローモビリティと組み合わせて導入するIoT設備等については、詳細が確認できる資料（機器仕様、図面等）を必ず添付すること

6. 公募期間・応募書類の提出先と留意事項

公募期間：公募開始 平成31年4月3日（水）

公募締切 平成31年4月26日（金） 17時 必着

※応募書類は郵送（書留郵便に限る）もしくは持参にて受付可能である。

応募書類の提出先：

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎五号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

「IoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業」公募係
(留意事項)

- ・ 応募書類送付時の封筒の宛名面に「IoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業」と明記すること。
- ・ 応募書類について、FAXによる提出は不可とする。また、締切日時を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効とする。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象としない。
- ・ 本公募要項に示された様式以外での応募は認めない。ただし、応募案件に関するパンフレットや写真、図等を参考資料として添付することは可とする。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認めない。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。また、応募書類は返却しない。
- ・ 公募締切後、事務局から内容について確認等の連絡を行う場合がある。
- ・ 企画提案書の作成に当たり、国土交通省「グリーンスローモビリティ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000139.html）」に掲載されている各資料・各リンク先を適宜参考にされたい。

7. 審査の方法及び手順

本実証事業では、審査会を設置の上、提案内容の審査を実施し、採択地域を決定する。

(審査方法)

- ・書類による提案内容の審査を行い、採択地域を決定する。
- ・審査の結果については、当該地域に対し、環境省より個別に採否を通知する。
- ・審査に当たっては、必要に応じてヒアリング等を実施し、企画提案書の内容を確認する。

(留意点)

- ・審査委員、審査内容等は非公開とする。
- ・申請書類に不備があるものについては審査対象としない。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがある。
- ・審査結果に関する問い合わせには応じない。
- ・審査結果については、採択地域・実証事業名称を公開する。

8. スケジュール（仮）

本実証事業は、以下の流れで実施する予定としている。

平成31（2019）年4月3日：本公募開始

平成31（2019）年4月26日：本公募締切

平成31（2019）年5月下旬：採択地域決定

平成31（2019）年7月上旬：とりまとめ団体契約締結

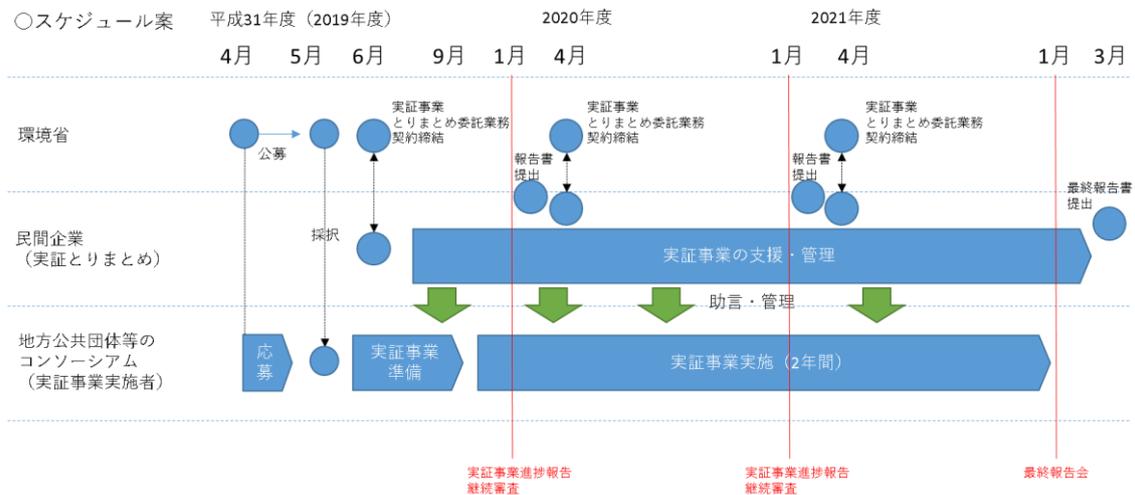
平成31（2019）年9月上旬～：随時実証開始

2020年1月頃：進捗報告・事業継続審査

2021年1月頃：進捗報告・事業継続審査

2022年9月～12月：実証終了

2022年1月頃：最終報告



複数年間の実証を計画している採択地域については、毎年度1月にそれまでの事業の進捗の報告をし、とりまとめ団体、環境省及び国交省はその内容を受けて次年度の継続について審査を行う。

実証事業の実施規模等についてはあくまで目安であり、予算の執行状況によっては、実証事業を実施する地域数は変更となる場合もある。

実証事業採択時の状況によっては、6月下旬頃から2次公募を実施する場合もある。